

埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業費補助金交付要綱

令和8年3月27日決裁

(趣旨)

- 第1条 県は、長引く物価高騰への対策として、自らの農業経営に適したスマート農業技術を導入し収益を増加させようとする農業者を支援するため、当該農業者のスマート農業機械等の導入にかかる経費について、予算の範囲内において「埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）」を交付する。
- 2 補助金の交付については、「補助金等の交付手続等に関する規則」（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 本要綱における「スマート農業機械等」とは、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」（令和6年法律第63号）第2条第1項に規定する「スマート農業技術」が組み込まれた農業機械、農業用ソフトウェア等とする。

(補助事業者、補助対象、補助率等)

- 第3条 補助事業者、補助対象、補助率その他条件については、別表1のとおりとする。

(交付申請書等)

- 第4条 規則第4条第1項に規定する補助金の交付の申請書は、第1号様式によるものとする。
- 2 申請書の提出にあたっては、補助事業者は事前に別途定める経営診断を受診し、スマート農業機械等の導入により収益が増加することを確認しなければならない。
- 3 申請書の提出期限は別途定めるものとし、県は補助金の交付申請をしようとするものに対して通知するものとする。

4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の効果的な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合は、申請書提出後、あらかじめ県の指導を受けた上で、次の事項に留意の上、様式第2号によりその理由を明記した交付決定前着手届を知事に提出するものとする。なお、十分な検討を行い、必要最小限にとどめること。

（1）交付決定前の着手により発生したすべての不利益・損失等は、補助事業者が自らの責任と負担により対処しなければならないことを了知の上で行うこと。

（2）交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。

（添付書類の省略）

第5条 規則第4条第2項第1号から4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（交付決定通知書の様式等）

第6条 規則第7条に規定する交付決定の通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 交付決定する案件の採択は、第4条第3項に規定する提出期限までに交付申請書が提出された案件を対象に、別表2の採択基準により行う。

3 第2項の規定に基づき採択した結果、すべての案件を採択してもなお予算満額に達しない場合は、あらためて提出期限を定め、交付申請を随時受け付ける。この場合交付決定する案件の採択は予算満額に達するまで先着順で行う。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第6条第2項に規定する知事が付する条件は次のとおりとする。

（1）令和9年3月19日（金）までに補助対象の物品の納品及び支払いを完了させること。

（2）導入したスマート農業機械等について、農機具共済、民間事業者が提供する保険等に加入すること。

（3）導入したスマート農業機械等を用い、第4条第2項に定める経営診断の受診時に示した農業経営を速やかに実践すること。

（変更等の手続等）

第8条 交付決定を受けたのちの事業の内容の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により補助事業の

内容を変更する場合については、様式第4号による承認申請書を知事に提出しなければならない。なお、この場合必ずあらかじめ県に相談し、指導を受けること。また、規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は定めない。

2 やむを得ず補助事業を中止又は廃止しようとする場合の手続については、第1項に準ずる。

(補助金の支払)

第9条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第5号の補助金交付請求書により補助金の交付を請求するものとする。なお、補助金の支払方法については、補助対象のスマート農業機械等の納期が確定している場合に限り、補助事業者の状況を踏まえ必要に応じて概算払ができるものとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告の様式等)

第11条 規則第13条に規定する実績報告の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(補助事業の中止及び廃止の場合を含む。)後20日以内又は令和9年3月19日(金)までのいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知書)

第12条 規則14条に規定する補助金の額の確定通知は、様式第7号のとおりとする。

2 補助金の額の確定をするにあたっては、前条の規定による報告書の提出を受けた機関による当該報告書等の書類審査及び完了検査の結果に基づき行うものとする。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る契約書・納品書・領収書等の証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければ

ばならない。

(処分の制限を受ける財産)

第 14 条 規則第 19 条第 2 号に規定する知事が定めるものは、本補助金により購入する物品等すべてとする。

(処分の制限を受ける期間)

第 15 条 規則第 19 条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附 則

この要綱は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第3条関係）

補助事業者	補助対象	補助率	条件
<p>埼玉県内に住所を置く農業者又は埼玉県内に主たる事業所を置く農業法人で次の1～3の要件をいずれも満たす者。</p> <p>1 スマート農業機械等を導入し、どのように収益を増加させるか、明確な意向を持っていること。</p> <p>2 今期の直前期に、事業内容に農業を含む税務申告を行っており、当該税務申告書の控え及び領収書・台帳などの税務申告の根拠資料すべてを保有していること。</p> <p>3 別に定める経営診断の結果、スマート農業機械等の導入により収益が増加する見込みであることが確認されていること。</p>	<p>次の1～3に該当するもの。ただし、消費税は補助対象外とする。</p> <p>また、事業費の合計額が消費税込みで55万円に満たない場合は補助対象外とする。</p> <p>1 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）第2条第1項に規定される「スマート農業技術」が組み込まれた農業機械、農業用ソフトウェア等（以下、「スマート農機等」という。）の購入にかかる費用。</p> <p>なお、設置工事・初期調整・登録などが必要な場合及び電動式で予備バッテリー等とセットで販売されている場合はそれらの費用も含む。</p> <p>また、複数のスマート農機等をまとめて導入すること及び導入済みのスマート農業機械等の追加導入も可とする。</p> <p>（例：自動操舵システム（機能を内蔵する農業機械、農業機械に後付けするシステムいずれも可）、農業用ドローン、統合環境制御装置 など）</p> <p>2 1のスマート農機等を活用する上で必要と認められる付属品等で、かつ、単体では使用できないもの（不動産・消耗品は除く）の購入にかかる費用。ただし、上限は次のとおりとする。</p> <p>(1) 自動操舵内蔵トラクタ等の場合は、アタッチメント1種類1台まで</p> <p>(2) 統合環境制御装置の場合は、規模に応じて必要と認められる範囲内（※スマート農機等の価格の30%を超える場合、経営診断申込前に必ず県に相談すること）</p> <p>(3) (1)(2)以外の場合は、スマート農機等の価格の30%以内（ただし、1で予備バッテリー等とセットで販売されているものを選択する場合、更なる予備バッテリー等の購入は認めない）</p> <p>3 農業用ドローンを購入する場合、ドローンの免許取得にかかる費用。</p>	<p>3分の2以内</p> <p>上限額 1,400万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収益の増加を目的としてスマート農業機械等を導入すること。 ・正規雇用者及びその賃金を削減する内容を含む取組みでないこと。 ・補助対象の1及び2については、令和9年3月19日（金）までに納品・支払いが完了できるものであること。 <p>また、原則として新品であること。ただし、「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（1年未満は切り捨て）が2年以上の中古農業機械等も対象とすることができる。なお、中古農業機械等を導入する予定の場合でも、経営診断は新品での導入を想定した内容で受診すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象の3については令和9年3月19日（金）までに取得・支払いが完了できるものであること。 ・導入したスマート農業機械等について、農機具共済、民間事業者が提供する保険等に加入すること。 ・導入したスマート農業機械等を用い、速やかに経営診断を受診した内容の農業経営を実践すること。 ・令和10年度に、県が別途定める様式により導入の効果や感想について報告書を作成し、県に提出すること。

別表 2 (第 6 条関係)

<p>交付申請があった案件については、</p> <p>①下記区分 1 に該当するもの</p> <p>②下記区分 2 に該当するもの</p> <p>③下記区分 3 に該当するもの</p> <p>④下記区分 4 に該当するもの</p> <p>の順に、予算満額に達するまで採択する。</p> <p>なお、同一区分中の案件については、収益の向上率（前期の農業経営が赤字だった農業者は売上額の向上率）が高いものから順に採択する。</p>	
区分	
1	導入するスマート農業機械等を用いて埼玉県が行う農業施策に参加する予定の案件 (例：埼玉県施設園芸データ共有システム など)
2	初めて当該スマート農業機械等を導入する案件
3	複数のスマート農業機械等を導入する場合で初めて導入するスマート農業機械等が含まれる案件
4	1、2、3 以外の案件 (例：導入済みのスマート農業機械等の追加導入 など)

様式第1号（第4条関係）

埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

申請者
(担当者)

住所
(所在地)

埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、スマート農業機械等の導入後、計画した営農を速やかに実践することを誓約します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 事業の目的と内容 別添経営診断書のとおり

3 経費の配分

(単位：円)

事業区分	事業に要する経費 (消費税込み) …(A)	(A)の消費税抜き額 …(B)	負担区分		備考
			県費 (B)×2/3 …(C)	その他 (A)-(C) …(D)	
(1)スマート農業機械 の購入 (2)付属品アタッチ メント等の購入 (3)ドローンの免許 取得					
計					

※ (1) (2) (3) には、別表の補助対象欄の (1) (2) (3) に該当するものをそれぞれ記入する。

※ (D) が補助事業者の負担額となる。

4 埼玉県が行う農業施策に参加する予定の有無 有 ・ 無

- 有の場合
- 1 埼玉県施設園芸データ共有システム
 - 2 S-GAP
 - 3 環境負荷低減活動
 - 4 その他 ()

※該当する番号を○で囲む。なお、「その他」を選択して施策名の記入がない場合「無」とみなす。

5 初めて導入するスマート農業機械等の有無 有 ・ 無

有の場合 機械等名： _____ ※機械等名の記入がない場合「無」とみなす。

6 販売業者等に確認したスマート農業機械等の納入予定時期
令和 年 月 旬 頃

7 事業完了予定年月日
令和 年 月 日

8 収支予算

(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金					
その他					
計					

(2) 支出の部 (単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
計					

※購入した物品・取得した免許について1行にひとつずつ記入する。

9 添付資料

- (1) 県委託業者が発行する経営診断書
- (2) 購入するスマート農業機械等のカタログ又は仕様がわかる資料
- (3) 購入するスマート農業機械等の見積書の写し（補助金額200万円以上かつ新品の場合は2者分）

様式第2号（第4条関係）

埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業費補助金交付決定前着手届

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者
(担当者)

住 所
(所在地)

埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業費補助金について、下記条件を了承の上、別添のとおり補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定前の着手により発生したすべての不利益・損失等は、補助事業者が自らの責任と負担により対処しなければならないこと。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。

様式第2号別添

スマート 農業機械名・型式等	事業経費 (円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

4 経費の配分

経費の配分については、申請書に記載されたとおりとする。

5 補助事業者の責務

補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）に従わなければならない。

6 条件

- (1) 補助事業者は、令和9年3月19日（金）までに補助対象の物品の納品を受け、かつ、支払いを完了させなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県に相談し指導を受けた上で、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業者は、導入したスマート農業機械等について、農機具共済、民間事業者が提供する保険等に加入しなければならない。
- (6) 補助事業者は、スマート農業機械等を導入後、当該機械等を用い、要綱第4条第2項に定める経営診断の受診時に示した農業経営を速やかに実践しなければならない。
- (7) 補助事業者は、この補助金に係る支出等についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

様式第4号（第8条関係）

埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

申請者
（担当者）

住 所
（所在地）

令和 年 月 日付け農支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

- （注）1 記の記載要領は、様式第1号に準ずるものとする。この場合、「事業の目的と内容等」を「変更の理由」と書き換え、添付する別添様式1号の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2 補助金額を増額する場合は、件名を「埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業費補助金の変更承認及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。」を「下記のとおり変更の承認及び補助金〇〇〇円の追加交付を受けたい

ので申請します。」とすること。なお申請に先立ち必ず県に相談するとともに、変更しようとする計画に基づき経営診断を改めて受診し、経営診断書を添付すること。

- 3 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあつては、同様式中「事業の目的」を「中止（廃止）の理由」と書き換え、その時点における事業の内容等を記載すること。

様式第5号（第9条関係）

埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業費補助金（概算払）交付請求書

令和 年 月 日

（宛先）
埼玉県知事

申請者
（担当者）
住 所
（所在地）

令和 年 月 日付け農支第 号で補助金の交付決定（額の確定）の通知を受けた埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業費補助金について、下記のとおり（概算払いにより）請求します。

記

- 1 請求金額 金 _____ 円
- 2 振込先（フリガナ）（ ）（ ）
金融機関名 _____ 銀行 _____ 支店（フリガナ）（ ）
預金の種類 普通・当座 口座番号 _____ 口座名義 _____
- 3 確定した農機等の納品年月日 令和 年 月 日 ※概算払い請求の場合のみ記入

様式第6号（第11条関係）

埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業実績報告書

令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

申請者
(担当者)

住所
(所在地)

令和 年 月 日付け農支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記の通り報告します。

記

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 補助金精算額 _____ 円

3 経費の配分

(単位：円)

事業区分	事業に要した経費 (消費税込み) …(A)	(A)の消費税抜き額 …(B)	負担区分		備考
			県費 (B)×2/3 …(C)	その他 (A)-(C) …(D)	
(1)スマート農業機械 の購入 (2)付属品アタッチ メント等の購入 (3)ドローンの免許 取得					
計					

※ (1) (2) (3) には、別表の補助対象欄の (1) (2) (3) に該当するものをそれぞれ記入する。

4 事業完了年月日

令和 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金					
その他					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
計					

※購入した物品・取得した免許について1行にひとつずつ記入する。

6 添付資料

- (1) 購入した物品の写真又は納品書の写し、領収書の写し
- (2) 取得した免許証等の写し、取得費用の領収書の写し

様式第7号（第12条関係）

埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業費補助金交付額確定通知書

農支第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名

令和 年 月 日付け農支第 号で補助金の交付決定の通知をした埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業費補助金については、令和 年 月 日付けで提出のあった実績報告書等に基づき、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定する。

記

- 1 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 2 補助金交付確定額 金 _____ 円